

小作争議調査表

No. 77

(月報番號 第一〇〇號)

(昭和九年六月分)

場 所	關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 要 項 求	經 過
朝倉郡三輪村大字依井	地主 已卯 小作人 山見庄忠助	小作人 關係團體	小作人山見庄忠助が、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。	土地返還を求め	六月五日、小作人山見庄忠助が、地主山見庄忠助に、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。

財團 協同會 福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一 地主山見庄忠助が、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。</p> <p>一 地主山見庄忠助が、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。小作人は、地主の土地を耕作し、昭和九年六月分の地代を請求したが、地主はこれを認めず、耕作を停止させた。</p>